

令和4年11月15日

独立行政法人家畜改良センター
理事長 入江 正和 殿

独立行政法人家畜改良センターにおける動物実験実施状況等に係る自己点検・評価
に対する検証結果について

独立行政法人家畜改良センターにおける動物実験実施状況等に係る自己点検・評価（令和3年度分）について検証を行いましたので、結果を下記のとおり報告します。

酪農学園大学
教授 森田 茂
麻布大学
教授 柏崎 直巳

記

概ね適切に動物実験委員会が機能しており、昨年度指摘された内容の検討、規定の改定および新様式の制定など、動物実験実施に係り、とても良く対応されていることを高く評価します。また、「供用数変更」、特に「供用数増加」について、動物実験委員会が適切に指摘していることも評価できます。そのうえで、以下の点についてご検討ください。

1. 外部機関での研究実施の場合、外部機関の動物実験委員会へも「動物実験計画書」の提出が望ましいです（3-23変更）。
2. （3-22変更） 8) 実施方法に、獣医師の指導のもと一般の職員も行う。との記述については、この「一般の職員」の講習受講の確認が必要になります。新様式では、受講月日欄が追加になりましたので、変更届であっても8) 実施方法への「一般の職員」の記入にとどめず、
1. 動物実験実施者および飼養者欄への所属・氏名の追加（受講月日の記入）をお願いします。
3. 頭数変更など（減少）：様式2での頭数変更など（減少）の報告が不十分なようです。おそらく年度途中での変更であり、今後改善されるものと思われますが、さらに周知をお願いします。頭数減などについての担当者間での確認は、報告書作成時に行われることが多いと思いますので、検討の余地はありますが、実施報告書への添付（追加）をもって可能にするなど、さらに報告作業を軽減することも可能かと思います。今後の検証にて、ご検討ください。

一方で、頭数や回数の増加については、実験実施前に計画変更届の提出と承認を受ける必要があることを、周知徹底願います。そうしなければ、実験者が単独意思で、同種同様な実験であれば、自由に新たな動物に対し実行できるシステムのように見えてしまいます。

ただし、3 - 10 のように不受胎の場合の措置数の増加は、通常の飼養管理上でもあります。現行のルールでこれは、措置回数の増加となり、実験実施前の変更届提出と承認が必要になってしまいます。こうした回数の増加について、どのようなルールにすれば、適切に対応できるか（次の発情周期までの承認は現実的に不可能だろう）は、検討の余地があります。たとえば計画書の段階で、「不受胎の場合は同じ家畜に対して、上限〇回まで、同様の措置を行う」との記述をもって、この変更届の提出・承認を回避できるかもしれません。

確実に行わなければならない「増頭や増回数の未申請・事後報告の問題」について焦点が当たり、改善が行われるよう、さらにご検討ください。

以上